

市町村コード		072095	
福岡県		相馬市	
市町村		市町村	
法 人 市 民 税 領 収 済 通 知 書			
口 座 番 号		加 入 者 名	
02100-1-960036		相 馬 市 会 計 管 理 者	
所在地及び法人名			

年 度	款 項	目	節	管 理 番 号
1	1	2	1	
事 業 年 度				申 告 区 分
・ ・ ・ ・ ・				からまで
法 人 税 割 額	01	百	十 億	千 百 十 万 千 百 十 円
均 等 割 額	02			
延 滞 金	03			
督促手数料	04			
合 計 額	05			
納 期 限	年 月 日	領 収 日		
指 定 金 融 機 関 (取 り ま と め 店)	東 邦 銀 行 相 馬 支 店	付 印		
取 り ま と め 局	仙 台 貯 金 事 務 セ ン タ ー (〒980-8794)			

上記のとおり通知します。(市保管)

市町村コード		072095	
福岡県		相馬市	
市町村		市町村	
法 人 市 民 税 納 付 書			
口 座 番 号		加 入 者 名	
02100-1-960036		相 馬 市 会 計 管 理 者	
所在地及び法人名			

年 度	款 項	目	節	管 理 番 号
1	1	2	1	
事 業 年 度				申 告 区 分
・ ・ ・ ・ ・				からまで
法 人 税 割 額	01	百	十 億	千 百 十 万 千 百 十 円
均 等 割 額	02			
延 滞 金	03			
督促手数料	04			
合 計 額	05			
納 期 限	年 月 日	領 収 日		
日 計		口 付 印		

上記のとおり納付します。(金融機関保管)

市町村コード		072095	
福岡県		相馬市	
市町村		市町村	
法 人 市 民 税 領 収 証 書			
口 座 番 号		加 入 者 名	
02100-1-960036		相 馬 市 会 計 管 理 者	
所在地及び法人名			

年 度	款 項	目	節	管 理 番 号
1	1	2	1	
事 業 年 度				申 告 区 分
・ ・ ・ ・ ・				からまで
法 人 税 割 額	01	百	十 億	千 百 十 万 千 百 十 円
均 等 割 額	02			
延 滞 金	03			
督促手数料	04			
合 計 額	05			
納 期 限	年 月 日	領 収 日		
相馬市指定金融機関 相馬市指定代理金融機関 相馬市収納代理金融機関		付 印		
相馬市会計管理者				

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

この納付書は、3枚1組になっていますので
切り離さずに提出してください。

納 入 場 所

- 東邦銀行

あぶくま信用金庫
- 七十七銀行

東北労働金庫
- 福島銀行

相双五城信用組合
- 大東銀行

ふくしま未来農業協同組合
- (上記金融機関の本店と支店)
- 福島県信用漁業協同組合連合会

相馬営業店
- 相馬市役所
- 相馬市各出張所

延滞金の計算について

- ①

納期限の翌日から納付の日までの期間の回数に応じ税額(1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年 14.6％(各年の延滞金特例基準割合が年 7.3％に満たない場合には各年の延滞金特例基準割合に年 7.3％の割合を加算した割合)の割合(ただし納期限の翌日から別表の区分による期日までの期間については、年 7.3％(延滞金特例基準割合が年 7.3％の割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年 1％の割合を加算した割合(上限は 7.3％))) を乗じて計算してください。

※延滞金特例基準割合とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年 1％を加算した割合です。
- ②

未納税額が 2,000 円未満の場合にはその全額、2,000 円以上の場合でも 1,000 円未満の端数は切り捨てて計算してください。

算出された延滞金の額が 1,000 円未満の場合にはその全額、また延滞金の額が 1,000 円以上のものでも、100 円未満の端数金額は切り捨てます。

別 表

区 分	期 日
法定納期限前の申告	法定納期限の翌日から 1 ヶ月を経過する日まで
法定納期限後の申告	申告をした日まで、またはその翌日から 1 ヶ月を経過する日まで
修正申告	修正申告をした日まで、(提出期限前の申告は提出期限)またはその翌日から 1 ヶ月を経過する日まで
更正・決定	通知書に指定された日まで、またはその翌日から 1 ヶ月を経過する日まで